

福井県建築物耐震改修促進計画

平成 18 年 12 月 策定

平成 24 年 3 月 改定

平成 28 年 3 月 改定

令和 3 年 3 月 改定

福 井 県

福井県建築物耐震改修促進計画

目 次

はじめに

- (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性 … 1
- (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正 … 1
- (3) 「福井県建築物耐震改修促進計画」の位置付け … 2
- (4) 「福井県建築物耐震改修促進計画」の改定 … 2

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

- (1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況 … 3
- (2) 耐震化の現状 … 3
- (3) 耐震化の目標設定 … 9
- (4) 県有建築物の耐震化の現状と目標 … 11

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

- (1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針 … 14
- (2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策 … 14
- (3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定および沿道建築物の耐震化 … 16
- (4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備 … 17
- (5) 地震時の総合的な安全対策 … 18

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発および知識の普及

- (1) ハザードマップの作成・公表 … 21
- (2) 相談体制の整備・情報の充実 … 21
- (3) パンフレット等の作成とその活用 … 21
- (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導 … 22
- (5) 市町の住民啓発活動の支援 … 22
- (6) 耐震出張説明の実施 … 22
- (7) 耐震改修に対する税の特例措置の周知 … 22
- (8) 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進 … 22
- (9) 事業所の耐震診断・耐震改修の促進 … 22
- (10) 地震保険の活用 … 22
- (11) 木造住宅耐震改修現場見学会の実施 … 23
- (12) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ … 23

第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項

- (1) 所管行政庁の連携した指導等の実施 … 25

(2) 優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定	.. 25
(3) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務化および公表等について	.. 26
第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項	
(1) 市町が定める耐震改修促進計画	.. 28
(2) 関係団体との連携	.. 28
(3) 計画の検証	.. 28
資料編	.. 29

はじめに

(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、全体で6,434人の尊い命が奪われましたが、このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

このような甚大な被害が生じたのは、倒壊した住宅・建築物の多くが昭和56年以前に建築されたものであり、昭和56年6月から施行されている改正建築基準法による新耐震基準には適合しないものであったことが要因とされています。

その後も、平成16年10月の新潟県中越地震や平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大規模な地震が頻発するなど、多くの被害をもたらすような大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるといえます。

このような経緯から、平成17年9月に国の中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針において、建築物の耐震改修は、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」に位置付けられました。

(2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の改正

阪神・淡路大震災を教訓に、平成7年10月に建築物の地震に対する安全性の向上を目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が制定されました。

平成17年には、これまで地震発生が空白地帯とされていた九州の北部地域で、福岡県西方沖地震が発生し大きな被害が生じるなど、大規模地震がいつどこで発生してもおかしくない状況を踏まえ、建築物の耐震改修を緊急に促進するため、平成17年11月に耐震改修促進法の改正が行われ、平成18年1月から施行されました。この改正により、各都道府県には耐震改修促進計画の策定が義務付けられました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により甚大な被害をもたらしました。その後の平成25年5月、耐震化をより促進するため耐震改修促進法の改正が行われ、平成25年11月から施行されました。

この改正では、全ての既存耐震不適合建築物において耐震診断と必要に応じた耐震改修に努めることが規定され、防災拠点となる建築物や避難路沿道の建築物については、県や市町が耐震診断の義務付けを行うことができるなど、建築物の耐震改修を促進する取組みが強化されました。さらに、不特定多数の者や避難弱者が利用する一定規模以上の大規模建築物には、平成27年12月31日までに耐震診断を実施し所管行政庁へ診断結果を報告することが義務付けられました。

(3) 「福井県建築物耐震改修促進計画」の位置付け

「福井県建築物耐震改修促進計画」は、大規模地震の発生による人的および経済的被害の軽減を目的として、耐震改修促進法第5条の規定に基づき、県内における住宅・建築物の耐震診断および耐震改修を促進するために平成18年度から平成27年度までの10年間の計画期間とし策定されました。

また、本県では災害対策基本法第40条の規定に基づき福井県防災会議が作成した「福井県地域防災計画」の「震災対策編」において、震災時の被害の発生を防止するため、地震に対する建築物の安全性の確保を目的として本計画に基づく建築物の耐震化の対策を定めています。

本計画は、その対策を具体的に推進するため、建築物の耐震化率の目標や耐震化を促進する施策などの内容を定めています。

(4) 「福井県建築物耐震改修促進計画」の改定

平成18年度に計画を策定して以降、耐震改修促進法の改正や建築物の耐震化の状況を踏まえ、平成23年度、平成27年度に計画を改定しました。

平成27年度の改定では、計画期間を令和2年度まで5年間延長して引き続き耐震化の促進に取り組んできました。

耐震化率の向上等、取組の成果が出ているものの、今後も大規模地震に対する県民の安全・安心の確保に努めていく必要があることから、計画を改定し、計画期間を令和7年度まで5年間延長して引き続き耐震化の促進に取り組んでいくこととします。

第1章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定

(1) 大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

本県では、阪神・淡路大震災の以前から、県内の地盤や建築物の現況等を調査し、直下型地震や他の地震による被害を想定し、震災時の人的および経済的被害を軽減するための地震防災対策を推進してきました。

平成7年1月に、日本で初めて近代的な大都市において直下型大地震である阪神・淡路大震災が発生し、甚大な被害が発生したことから、本県は、この大震災から得られた反省や新たな知見より詳細な地盤データ、都市化による生活様式・社会状況の変化等を踏まえ、災害要因の分析や被害予測等を見直し、その内容を平成9年3月に「福井県地震被害予測調査報告書」としてとりまとめ、公表しました。

その後、国の地震調査研究推進本部が平成21年7月に全国の主要活断層の評価を公表したことを受けて、公表された活断層のうち、県内および周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を及ぼすと考えられる地震の原因となる断層を想定し、平成22・23年度にあらためて地震被害予測調査を実施しています。

この調査では、今後、福井県において予想される大規模地震として、嶺北地域では、福井平野東縁断層帯(想定マグニチュード7.6)の地震を想定しています。また、嶺南地域においては、浦底一柳ヶ瀬山断層帯(想定マグニチュード7.2)の地震を想定しています。

福井平野東縁断層帯による被害想定は表1-1のとおりです。

大規模地震はいつどこで発生してもおかしくない状況を考えると、人的および経済的被害の軽減を図るためには、早期にかつ計画的に建築物の耐震化を進めていくことが重要となります。

表1-1 想定される被害の状況(嶺北地域：福井平野東縁断層帯)

被害区分		想定被害	
人的被害	死者数	「秋季 (15時)」 … 1,468人 「冬季 (5時)」 … 2,034人 「冬季 (18時)」 … 1,755人	
	負傷者数	「秋季 (15時)」 … 8,740人 「冬季 (5時)」 … 9,208人 「冬季 (18時)」 … 8,421人	
建物被害	全壊	木造建築物 … 26,959棟	
	半壊	木造建築物 … 36,715棟	

出典：「福井県地域防災計画 震災対策編 (R2.5)」より抜粋

(2) 耐震化の現状

①住宅

昭和53年に発生した宮城県沖地震で、それまでの耐震基準で建てられた建築物の多くに被害が発生したことから、耐震性の向上を図るために木造住宅に必要な壁量の見直しや建物をバランスよく設計するための基準ができるなど、建築基準法の耐震基準が大幅に見直され、昭和56年6月から施行されました。

この法改正後の耐震基準(以下「新耐震基準」という。)で建築された建築物は、阪神・

淡路大震災において被害が少なく、それまでの耐震基準（以下「旧耐震基準」という。）で建築された建築物には、宮城県沖地震と同様に多くの被害が出ています。

このため、建築物の耐震化の現状を把握するに当たっては、新耐震基準で建築されたものか旧耐震基準で建築されたものかを確認する必要があります。

表1-2は、総務省統計局が5年毎に公表している「住宅・土地統計調査報告」に基づき、平成30年までの住宅戸数の推移から令和7年度までの県内における住宅の戸数および耐震化の現状を推計したものです。推計に当たっては、この統計報告が5年毎の集計であるため、昭和55年以前の住宅を旧耐震基準によるもの、昭和56年以降の住宅を新耐震基準によるものとして取り扱っています。また、令和2年5月に国から耐震化率の新たな推計方法が示され、耐震化率の見直しを行いました。

その結果、令和2年度は、人が居住している住宅約27.9万戸のうち、耐震性を有する住宅は約23.2万戸で耐震化率は83.1%と推計されます。

また、令和7年度には、旧耐震基準により建築されている住宅の建替え等が進み、人が居住している住宅約27.8万戸のうち、耐震性を有する住宅は約24.1万戸で耐震化率は86.5%と推計されます。

表1-2 住宅の耐震化の現状

(単位：戸)

区 分	人が居住している住宅数①	昭和55年以前の住宅数 ②	昭和56年以降の住宅数 ④	耐震性を有する住宅数 ⑥〔③+⑤〕	耐震化率 (%) 〔⑥/①〕
		耐震性有③※	耐震性有⑤		
平成17年度 (推計)	255,500	113,280	142,280	185,400	72.6%
		43,100	142,280		
平成22年度 (推計)	261,900	103,400	158,600	199,600	76.2%
		41,000	158,600		
平成27年度 (推計)	270,800	93,300	177,000	216,800	80.1%
		39,100	177,000		
令和2年度 (推計)	279,400	82,900	196,400	232,100	83.1%
		35,700	196,400		
令和7年度 (推計)	278,100	67,100	210,800	240,600	86.5%
		29,800	210,800		

注：「住宅・土地統計調査」（総務省統計局）データから作成

「住宅・土地統計調査」は標本調査（サンプリング調査）であるため、推計値は標本誤差を含んでいます。

※国の耐震化率の算出方法により推計〔P48 資料編(7)-②参照〕

②特定建築物

本促進計画における特定建築物とは、次の3つです。

(a) 多数の者が利用する特定建築物

多数の者が利用する特定建築物とは、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物（耐震改修促進法第14条第1号に定める建築物）です。用途と規模を整理すると表1-3のようになります。

表 1-3 多数の者が利用する特定建築物の一覧

用 途	規 模 要 件
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	
病院、診療所	
劇場、観覧場、映画館、演芸場	
集会場、公会堂	
展示場	
卸売市場	
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
事務所	
博物館、美術館、図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停車又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
体育館等（一般公共の用に供するもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上

【耐震化の現状】

令和2年度には、総棟数は3,878棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は2,610棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は1,268棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは165棟、耐震性が不十分であったものは611棟あります。この耐震性が不十分であった611棟のうち、517棟は既に耐震改修が実施されています。また、耐震診断が未実施の492棟のうち、290棟は国の耐震化率の算出方法（P48資料編（7）-②参照）により耐震性を有すると推計されます。

以上のことから、耐震性を有していると推計される建築物は3,582棟で、令和2年度の耐震化率は92.4%と推計されます。詳細は、表1-4のとおりです。

表 1-4 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状（令和2年度）（単位：棟）

分 類	建築物の 総棟数①	新耐震基準により 建築された 建築物の 棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③				旧耐震基準のうち 耐震性を有すると 推計される 建築物の棟数⑤	耐震性を有する 建築物の棟数⑨ (②+⑤ +⑦+⑧)	R2年度 耐震化率 ⑨/①	H27年度 耐震化率	H22年度 耐震化率	H17年度 耐震化率		
			耐震診断実施棟数④			耐震性 有⑤							耐震性 無⑥	耐震改修 実施棟数 ⑦
合 計	3,878	2,610	1,268	776	165	611	517	290	3,582	92.4%	89.2%	80.4%	75.8%	
公 共 建 築 物	県	311	172	139	139	34	105	100	0	306	98.4%	94.0%	75.4%	69.4%
	市町	1,117	577	540	521	95	426	355	14	1,041	93.2%	89.0%	71.8%	63.8%
	計	1,428	749	679	660	129	531	455	14	1,347	94.3%	90.1%	72.6%	65.1%
民間建築物	2,450	1,861	589	116	36	80	62	276	2,235	91.2%	88.7%	85.2%	83.1%	

注：県および各市町提供のデータから作成

さらに、多数の者が利用する特定建築物については、その建築物の用途、使用形態から地震発生時に果たす役割を考慮して、「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」および「特定多数の者が利用する建築物」の3つに分類し、その重要性から耐震化の優先度を考えます。

(ア) 災害時の拠点となる建築物

地震発生時に円滑な避難や早期の災害復旧を行うために、災害時の情報の収集・伝達や避難誘導等の拠点となる庁舎、被災者を一時的に収容する病院や学校等です。災害弱者が利用している福祉施設も含まれます。

これらの建築物は「福井県地域防災計画（震災対策編）」においても防災上重要な建築物と位置づけられており、耐震化が最も重要な建築物となります。

耐震化率の現状は、98.3%と推計されます。

(イ) 不特定多数の者が利用する建築物

百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、美術館、博物館等です。建築物の利用者が不特定多数のため、避難時に混乱を生じやすく、地震発生時の円滑な避難の確保が重要であり、災害時の拠点となる建築物に次いで、耐震化が重要となります。

耐震化率の現状は、91.1%と推計されます。

(ウ) 特定多数の者が利用する建築物

賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、事務所、工場等です。多数の利用者がいるため、地震発生時の避難の確保が重要です。

耐震化率の現状は、88.9%と推計されます。

詳細は、表1-5のとおりです。

表1-5 多数の者が利用する特定建築物の分類別の耐震化の現状（令和2年度）

（単位：棟）

分類	建築物の総棟数①	新耐震基準により建築された建築物の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③						旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物の棟数⑧	耐震性を有する建築物の棟数⑨ (②+⑤+⑦+⑧)	R2年度耐震化率⑨/①	H27年度耐震化率	H22年度耐震化率	H17年度耐震化率	
			耐震診断実施棟数④			耐震改修実施棟数⑦									
			耐震性有⑤	耐震性無⑥											
(ア) 災害時の拠点となる建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	1,241	684	557	541	108	433	419	9	1,220	98.3%	94.7%	77.6%	68.2%	
	公共建築物	県	169	75	94	94	24	70	70	0	169	100.0%	98.2%	79.4%	67.1%
		市町	824	397	427	413	73	340	325	9	804	97.6%	93.8%	73.0%	62.6%
		計	993	472	521	507	97	410	395	9	973	98.0%	94.5%	74.1%	63.4%
民間建築物	248	212	36	34	11	23	24	0	247	99.6%	95.7%	84.5%	79.8%		
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	802	639	163	61	16	45	27	49	731	91.1%	85.9%	77.0%	75.6%	
	公共建築物	県	39	34	5	5	4	1	1	0	39	100.0%	92.7%	85.7%	86.5%
		市町	66	45	21	20	6	14	8	1	60	90.9%	78.8%	68.1%	68.1%
		計	105	79	26	25	10	15	9	1	99	94.3%	84.1%	73.8%	74.3%
民間建築物	697	560	137	36	6	30	18	48	632	90.7%	86.2%	77.8%	75.9%		
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	1,835	1,287	548	174	41	133	71	232	1,631	88.9%	87.1%	84.0%	82.5%	
	公共建築物	県	103	63	40	40	6	34	29	0	98	95.1%	87.7%	65.4%	67.5%
		市町	227	135	92	88	16	72	22	4	177	78.0%	74.4%	68.5%	67.0%
		計	330	198	132	128	22	106	51	4	275	83.3%	78.7%	67.5%	67.2%
民間建築物	1,505	1,089	416	46	19	27	20	228	1,356	90.1%	88.9%	87.7%	86.4%		

注：県および各市町提供のデータから作成

(b) 危険物関係特定建築物

危険物関係特定建築物とは石油類や火薬類などの危険物を一定数量以上貯蔵または処理する建築物（耐震改修促進法第14条第2号に定める建築物）です。

【耐震化の現状】

令和2年度には、総棟数は877棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は633棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は244棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは3棟、耐震性が不十分であったものは4棟あり、全て耐震改修が実施されています。また、耐震診断が未実施の237棟のうち、114棟は国の耐震化率の算出方法により耐震性を有すると推計されます。

以上のことから、耐震性を有していると推計される建築物は754棟で、令和2年度の耐震化率は86.0%と推計されます。

表1-6 危険物特定建築物の耐震化の現状（令和2年度）（単位：棟）

建築物の総棟数①	新耐震基準により建築された建築物の棟数②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数③					旧耐震基準のうち耐震性を有すると推計される建築物の棟数⑧	耐震性を有する建築物の棟数⑨ (②+⑤+⑦+⑧)	R2年度耐震化率(推計) ⑨/①	H27年度耐震化率(推計) ⑨/①	H22年度耐震化率(推計) ⑨/①	H17年度耐震化率(推計) ⑨/①	
		耐震診断実施棟数④			耐震改修実施棟数⑦	耐震性を有⑤							耐震性無⑥
		7	3	4									
877	633	244	7	3	4	4	114	754	86.0%	82.7%	82.7%	79.7%	

注：県および各市町提供のデータから作成

(c) 緊急輸送道路沿道特定建築物

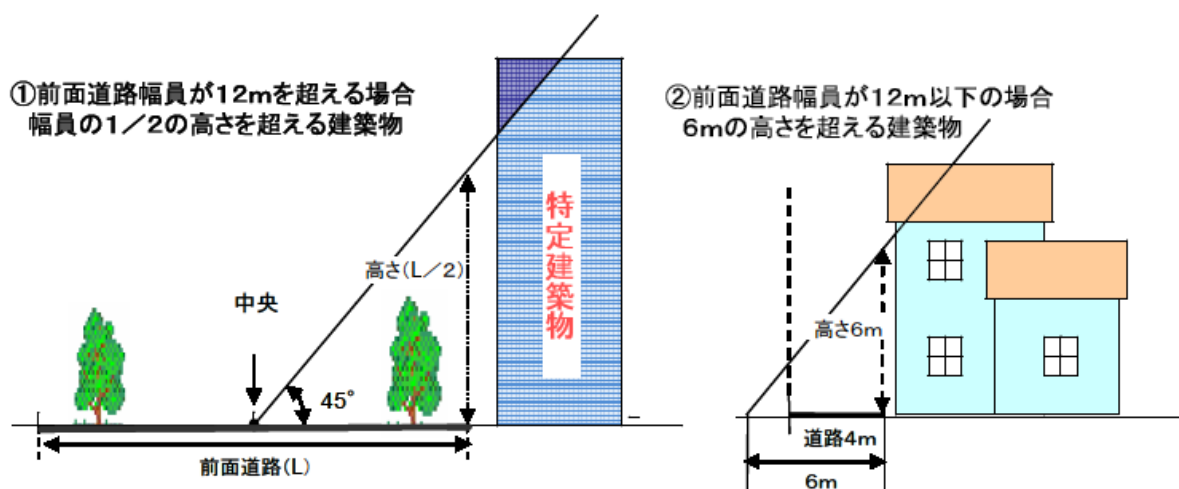
緊急輸送道路沿道建築物とは、「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」※において選定された道路の沿道の建築物のうち図1-1に示されているように地震によって倒壊した場合に前面道路の幅員の1/2を超え、道路を閉塞するおそれのある建築物です。

※福井県緊急輸送道路ネットワーク計画

「福井県地域防災計画」においては、緊急輸送道路として「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」※における道路が選定されており、以下の3つに区分されています。[※P49資料編(8)緊急輸送道路ネットワーク計画参照]

- ・ 第1次緊急輸送道路（第1次ルート）
隣接する県を結ぶ広域的な道路、生活圏相互間を結ぶ道路、県庁・市役所・消防本部・救急病院などの最も重要な防災拠点を結ぶ道路となる高速自動車国道、一般国道を中心とする基幹輸送道路
- ・ 第2次緊急輸送道路（第2次ルート）
合同庁舎・土木事務所・警察署・町役場などの防災拠点と第1次緊急輸送道路を結ぶ導入幹線輸送道路
- ・ 第3次緊急輸送道路（第3次ルート）
第1次および第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を結ぶ道路

図1-1 地震によって倒壊した場合において敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物のイメージ



なお、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路（市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、耐震診断および耐震改修の促進を図ることが必要と認められる道路）として本促進計画に記載する道路は、国道8号、27号、158号、161号、高速道路とします。

【耐震化の現状】

本促進計画に記載する道路においては、道路を閉塞するおそれのある通行障害既存耐震不適格建築物が19棟（国道8号に11棟、27号に8棟）あります。

(3) 耐震化の目標設定

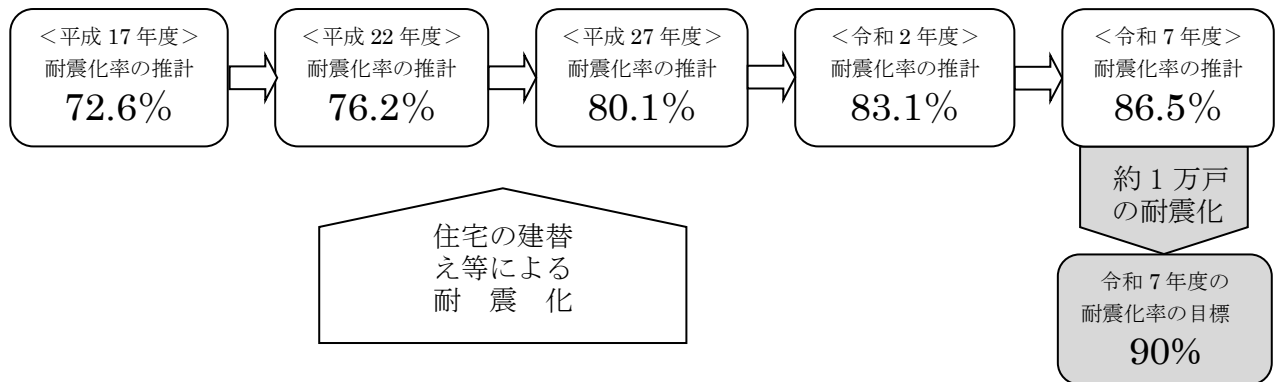
①住宅

大規模地震時の人的および経済的被害を軽減するため、日常生活の場である住宅の耐震化を図ることが重要であり、国の基本方針を踏まえ、これまでの促進計画において住宅の耐震化率を令和2年度に90%とすることを目標としてきました。

平成30年住宅・土地統計調査から、令和2年度の耐震化率は83.1%と推計され、目標の90%に届いていない状況です。本促進計画においては引き続き住宅の耐震化率を5年後（令和7年度）に90%とすることを目標にします。

令和7年度には、昭和55年以前に建築された住宅の建替え等が進み、人が居住している住宅約27.8万戸のうち、耐震性を有する住宅は24.1万戸で、耐震化率は86.5%と推計されるため、旧耐震基準により建築された住宅について約1万戸の耐震化を促進することによって、90%の目標達成を目指します。

特に、地震発生時に建築物の倒壊により円滑な避難や消火活動を妨げるおそれがある木造住宅等が密集する既成市街地※は、人的および経済的被害を軽減するため、建築物の耐震化を促進する最も重要な地域であり、その地域内にある旧耐震基準により建築された住宅の耐震化を重点的に促進していきます。〔※既成市街地とは、既に道路等の施設が整備され、建物が面的に連続して一定密度以上存在することにより市街地が形成されている地域です。ここでは住宅の密度が原則として30戸/ha以上となるおおむね5ha以上の区域をいいます。〕



②多数の者が利用する特定建築物

大規模地震が発生した際、人的および経済被害を軽減するため、特定建築物の耐震化を図ることが重要です。中でも多くの人命が失われる危険性のある多数の者が利用する特定建築物について、国の基本方針を踏まえ、耐震化率を令和2年度に90%とすることを目標としてきました。令和2年度末の耐震化率は92.4%で目標を達成したため、今回の改定においては令和7年度の目標を95%とします。

特に、情報の収集・伝達、避難誘導等の拠点となる庁舎、被災者を一時収容する病院や学校はもとより、災害弱者が利用する社会福祉施設などの災害時の拠点となる建築物の耐震化は最も重要となります。県有建築物で、災害時の拠点となる建築物、不特定多数の者が利用する建築物の耐震化率は100%となっています。また、市町有建築物の耐震化についても引き続き市町に働きかけていきます。

民間建築物については、現状として、耐震診断が未実施の建築物が多いため、まず、建築物の耐震性の有無を確認し、その結果を踏まえ、早急に対策を講じることが必要になります。このことから、防災査察等の機会をとらえ、建築物の所有者や管理者に耐震診断を実施するよう働きかけてきました。しかし、いまだ耐震診断を行っていない建築物も残っているため、市町と連携して民間建築物への指導・助言を行っていきます。

なお、多数の者が利用する特定建築物の目標についての詳細は表1-8のとおりです。

表 1 - 8 多数の者が利用する特定建築物の耐震化の目標

建築物の用途・分類		耐震化率 (平成17年度)	耐震化率 (平成22年度)	耐震化率 (平成27年度)	耐震化率 (令和2年度)	耐震化率 目標 (令和7年度)
多数の者が利用する特定建築物		75.8%	80.4%	89.2%	92.4%	95%
公共建築物	県	69.4%	75.4%	94.0%	98.4%	
	市町	63.8%	71.8%	89.0%	93.2%	
	計	65.1%	72.6%	90.1%	94.3%	
	民間建築物	83.1%※	85.2%※	88.7%※	91.2%※	
(ア) 災害時の拠点となる建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、体育館等	68.2%	77.6%	94.7%	98.3%	
	公共建築物	67.1%	79.4%	98.2%	100%	
	市町	62.6%	73.0%	93.8%	97.6%	
	計	63.4%	74.1%	94.5%	98.0%	
民間建築物	79.8%※	84.5%※	95.7%※	99.6%※		
(イ) 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	75.6%	77.0%	85.9%	91.1%	
	公共建築物	86.5%	85.7%	92.7%	100%	
	市町	68.1%	68.1%	78.8%	90.9%	
	計	74.3%	73.8%	84.1%	94.3%	
民間建築物	75.9%※	77.8%※	86.2%※	90.7%※		
(ウ) 特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	82.5%	84.0%	87.1%	88.9%	
	公共建築物	67.5%	65.4%	87.7%	95.1%	
	市町	67.0%	68.5%	74.4%	78.0%	
	計	67.2%	67.5%	78.7%	83.3%	
民間建築物	86.4%※	87.7%※	88.9%※	90.1%※		

※国の耐震化率の算出方法により推計 [P48 資料編(7)-②参照]

(4) 県有建築物の耐震化の現状と目標

①耐震化の現状

耐震改修促進法では、人的および経済的に多大な被害が発生すると想定される一定規模以上の建築物を対象としています。県有建築物の中にはそれらの規模に満たないものでも大規模地震時に重要な役割を果たす建築物があります。

令和2年度には、県有建築物の総棟数は992棟で、そのうち新耐震基準により建築された耐震性を有する建築物は637棟あります。

旧耐震基準により建築された建築物は355棟あり、そのうち既に耐震診断を実施して、耐震性を有していると確認されたものは152棟、耐震性が不十分であったものは171棟あります。この耐震性が不十分であった171棟のうち、165棟は既に耐震改修が実施されています。

以上のことから、耐震性を有している建築物は954棟で、令和2年度の耐震化率は96.2%です。

詳細は表1-9のとおりです。

②耐震診断結果の公表等

県有建築物のうち、旧耐震基準により建築された建築物については、施設を利用する県民に対して耐震性の周知を行うため、耐震診断の結果や耐震改修の状況について公表しています。

③耐震化の目標

大規模地震時の人的および経済的被害を軽減するため、災害時に基幹的な役割を果たす県有建築物や多数の県民が利用する県有建築物の耐震化を図ることが重要です。

また、民間建築物への耐震化を先導し、住宅および多数の者が利用する特定建築物の耐震化率の目標を達成するためにも、県有建築物の耐震化を進める必要があります。

特に、情報の収集・伝達、避難誘導等の災害時の拠点となる建築物、博物館や美術館等の不特定多数の者が利用する建築物、多数の者が利用する建築物である県営住宅について、令和2年度の耐震化率100%を目標とし、達成しています。

その他耐震化されていない県有建築物については、行政改革による建築物の統廃合や、少子化や人口減少などの社会情勢の変化に対応した機能集約に伴い、建築物の使用形態・活用方法を見直し、実態に即した建築物の耐震化を実施します。

表 1 - 9 県有建築物の耐震化の現状（令和 2 年度）（単位：棟）

分類	用途	建築物の 総棟数 ①	新耐震基 準により 建築され た建築物 の棟数 ②	旧耐震基準により建築された建築物の棟数					耐震性 有棟数 ⑧(②+ ⑤+⑦)	R2年度 耐震 化率 ⑧/①	H27年度 耐震 化率	H22年度 耐震 化率	H17年度 耐震 化率
				③	耐震診断実施棟数			④					
					耐震 性有 ⑤	耐震 性無 ⑥	耐震改修 実施棟数 ⑦						
災害時の 拠点とな る建築物	庁舎 県立病院 県立学校 福祉施設等	451	221	230	230	105	125	125	451	100.0%	85.8%	85.8%	76.7%
不特定多数 の者が利用 する建築物	博物館 美術館等	126	99	27	27	20	7	7	126	100.0%	91.7%	91.7%	92.9%
特定多数の 者が利用 する建築物	県営住宅	73	44	29	29	2	27	27	73	100.0%	62.5%	62.5%	61.3%
	寄宿舎等	98	64	34	7	5	2	0	69	70.4%	52.3%	52.3%	41.7%
その他の 主要施設		244	209	35	30	20	10	6	235	96.3%	93.5%	93.5%	91.1%
合 計		992	637	355	323	152	171	165	954	96.2%	81.4%	81.4%	75.3%

注：県のデータから作成

第 1 章 建築物の耐震診断および耐震改修の実施に関する目標の設定のまとめ

●大規模地震が発生した場合に想定される被害の状況

○福井平野東縁断層帯地震（マグニチュード7.6）が発生した場合に想定される被害の状況

死者数・・・1,468 人、地震動による木造住宅の全壊数・・・26,959 棟

⇒被害を軽減するため、建築物の耐震化が必要

●耐震化の現状と目標設定

○住 宅 …… 耐震化率の目標 90%（令和 7 年度）

○多数の者が利用する特定建築物 …… 耐震化率の目標 95%（令和 7 年度）

【建築物の用途・分類毎の耐震化率の目標】

建築物の用途・分類		(平成 17 年度)	(平成 22 年度)	(平成 27 年度)	現 状 (令和 2 年度)	目 標 (令和 7 年度)
住 宅		72.6%	76.2%	80.1%	83.1%	90%
多数の者が利用する特定建築物 (法第 14 条第 1 号)		75.8%	80.4%	89.2%	92.4%	95%
災害時 の拠点 となる 建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、 消防署、幼稚園、小・中学校、 高校、病院、診療所、高齢者福祉 施設、障害者福祉施設、児童福祉 施設、体育館等	68.2%	77.6%	94.7%	98.3%	
不特定 多数の 者が利 用する 建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、 映画館、遊技場、美術館、博物館、 銀行等	75.6%	77.0%	85.9%	91.1%	
特定多 数の者 が利用 する 建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、 寄宿舍、下宿、事務所、工場等	82.5%	84.0%	87.1%	88.9%	

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針

①耐震化の課題

建築物の耐震化を促進していくためには、県民アンケートを実施して指摘を受けた次のような課題（耐震化を実施しない理由）に対して、適切な施策を実施していく必要があります。

耐震化を実施しない理由※

- ・ 耐震改修をするには多額の費用がかかるから
- ・ 耐震改修工事の費用や工事期間、工事中の騒音などに不安があるから
- ・ 現在の耐震性があれば大丈夫だと思うから
- ・ 家族に高齢者や病人がいるため耐震改修に踏み切れない
- ・ 信頼できる工事業者が分からないから 等

※福井らしい住まいや住環境に関する県民アンケート調査結果等より

②実施する事業の考え方

建築物の耐震化を促進するため、まず、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

県と市町は、県内の耐震化の現状を踏まえ、所有者等が耐震診断および耐震改修を行いやすい環境を連携して整備することを基本的な取組方針にします。また、関係団体と連携し、所有者等に対し防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性の普及啓発に積極的に取り組みます。

(2) 耐震診断および耐震改修の促進を図るための支援策

県民に対し、建築物の耐震診断および耐震改修の重要性の普及啓発に努め、様々な支援制度を活用し、住宅および特定建築物の耐震化の促進を図ります。

住宅に係る耐震診断・耐震改修等に対する支援制度の概要を表2-1に、特定建築物に係る耐震診断・耐震改修に対する支援制度の概要を表2-2に、支援結果の概要を表2-3に示します。

また、改正耐震改修促進法で耐震診断が義務付けられた大規模民間建築物等への支援を行うなど、市町と協力して耐震化を促進していきます。

表 2-1 住宅に係る支援制度の概要

区分	事業名	対象建築物	補助 限度額	補助率		
				国	県	市町
住宅	耐震診断 補強プラン	木造住宅耐震化促進事業 (耐震診断、補強プラン)	旧耐震基準により建築された木造 住宅 90千円 ※2 180千円	1/2	1/4	1/4
	耐震改修	木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修)	耐震性が劣る住宅※ 1,200千円 ※3 1,900千円	1/2 45/100	1/4 27.5/100	1/4 27.5/100
	建替	県産材を活用したふくいの住まい 支援事業	在来工法による木造住宅の新築・購 入に助成 500千円	—	1/1	—
	改修	福井の歴史的建造物保存促進事 業	歴史的建造物部の改修工事 3,000千円	—	1/2	1/2
	建替	がけ地近接等危険住宅移転事業	住宅の移転に要する費用を助成 ※4 975千円 ※5 4,210千円	1/2	1/4	1/4
	改修	土砂災害危険住宅対策改修事業	住宅の土砂災害対策改修に要する 費用に助成 759千円	1/2	1/4	1/4
	耐震改修 事業	長期優良住宅化リフォーム推進 事業	長寿命化に資する耐震改修等に要 する費用への助成 1,000千円	1/1	—	—

※昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で (一財) 日本建築防災協会「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」の総合評価で耐震性が劣ると判断された住宅

※ 2 限界耐力計算法による場合

※ 3 伝統的な古民家の場合

※ 4 除却費

※ 5 建物助成

表 2-2 特定建築物に係る支援制度の概要

区分	事業名	対象建築物	補助率			
			国	県	市町	
特定建築物	耐震 診断	住宅・建築物安全ストック形成 事業	旧耐震基準により建築された私立学校、幼稚 園、社会福祉施設、障害者施設、保育所	1/3	1/3	—
	耐震 改修	小・中学校耐震化促進事業 【終了】	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る (D、Eランク) 公立小・中学校の校舎等	—	1/20 ~ 1/10	—
	耐震 改修	公立学校施設整備費地震補強 事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る 小・中学校および特別支援学校校舎等	1/3 ~ 2/3	—	—
	耐震 改修	私立高等学校教 育施設整備事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る 私立高等学校の耐震改築	1/3 (1/2)	1/6	—
	耐震診断 改修	私立学校耐震化促進事業	私立学校の耐震化	1/3	1/6	—
	耐震 改修	私立幼稚園施設整備費補助金	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る 幼稚園の耐震改築	1/3	1/6	—
	耐震改修 改築	老人福祉施設整備事業 【終了】	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る 老人福祉施設の改築および改修	—	1/1	—
	耐震 改修	社会福祉施設整備事業	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る 社会福祉施設の改築および改修	1/2	1/4	—
	耐震 改修	社会福祉施設耐震化等整備事 業【終了】	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る 社会福祉施設(入所)の改築および改修	1/2	1/4	—
	耐震改修 増改築	保育所等施設整備費補助金	一定年数を経過して使用に耐えられなくなり、 改修が必要となった保育所、認定こども 園の改築および改修	1/2	—	1/4
	耐震改修 新築改築	福井県医療施設耐震化整備基 金【終了】	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る 災害拠点病院、二次救急医療機関(病院)	1/2	—	—
	耐震改修 新築改築	医療提供体制施設整備交付金	旧耐震基準により建築された耐震性の劣る 災害拠点病院、二次救急医療機関(病院)、 精神科病院等	1/3 ~ 1/2	—	—

表 2-3 支援結果の概要

区分	事業名	H17 ~22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
住宅	耐震診断	木造住宅耐震化促進事業 (耐震診断)	2297	215	214	164	123	89	189	119	124	107
	補強プラン	木造住宅耐震化促進事業 (補強プラン)	1024	229	217	169	111	91	195	119	123	102
	耐震改修	木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修)	183	86	59	53	39	27	26	36	30	22

区分	事業名	H17 ~22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	
特定建築物	耐震診断	住宅・建築物安全ストック形成事業	112	5	2	0	3	2	3	1	2	2
	耐震改修	小・中学校耐震化促進事業【終了】	105	10	5	4	1	0	—	—	—	—
	耐震改修	公立学校施設整備費地震補強事業	191	19	27	38	35	33	1	0	0	0
	耐震改修	私立高等学校教育施設整備事業	—	—	—	—	—	1	1	0	0	0
	耐震診断改修	私立学校耐震化促進事業	1	1	0	2	1	0	0	0	0	2
	耐震改修	私立幼稚園施設整備費補助金	8	4	6	4	1	0	0	0	0	0
	耐震改修改築	老人福祉施設整備事業【終了】	8	2	1	0	2	0	0	0	1	1
	耐震改修	社会福祉施設整備事業	2	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	耐震改修	社会福祉施設耐震化等整備事業【終了】	3	3	0	0	1	—	—	—	—	—
	耐震改修増改築	保育所等施設整備費補助金	10	6	5	1	3	6	1	1	3	1
	耐震改修新築改築	福井県医療施設耐震化整備基金【終了】	0	7	3	1	1	1	0	—	—	—
	耐震改修新築改築	医療提供体制施設整備交付金	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0

(3) 地震時に通行を確保すべき道路の指定および沿道建築物の耐震化

地震発生時に緊急車両や支援物資搬送車両が通行できる緊急輸送道路を確保することは重要であり、その道路が有効に機能するためには、倒壊により道路を閉塞するおそれのある沿道の建築物の耐震化を図ることが必要となります。

「福井県地域防災計画」において、「地震発生時の災害応急対策を迅速に実施するには、被災後、直ちに輸送機能の確保が必要である」と示されており、その輸送機能を確保するための緊急輸送道路が「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められています。

県は、緊急輸送道路の中で、耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路（国道8号、27号、158号、161号、高速道路）沿道で倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物の所有者等に対し、耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行っていきます。

また、市町の耐震改修促進計画に記載される耐震改修促進法第6条第3項第2号に規定する道路の沿道で倒壊により道路を閉塞するおそれのある建築物の所有者等に対し、市町と連携しながら、耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行っていきます。

(4) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

①福井県木造住宅耐震診断士の確保

木造住宅の耐震診断を促進するためには、耐震診断を行う技術者を確保する必要があります。

そのため、県では平成 17 年度から、建築士を対象に講習会を開催し、耐震診断を行う技術者を養成、福井県木造住宅耐震診断士として登録してきました。また、平成 27 年度からは、(一財)日本建築防災協会の講習会を受講した建築士も耐震診断士として登録することができるようになりました。その結果、令和元年度末で 513 名の登録があり、耐震診断士の確保が図られています。今後も引き続き講習会を開催し、耐震診断を行う技術者の確保に努めていきます。

②木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備

木造住宅の耐震診断を円滑に推進するためには、耐震診断を受ける方と耐震診断士のコーディネートを行う機関が必要となります。

このため、県では建築関係団体に働きかけ、平成 17 年 3 月に福井県木造住宅耐震促進協議会が設立されました。

福井県木造住宅耐震促進協議会の活動により、円滑で公正な耐震診断が実施され、また、耐震診断士の養成および耐震診断士の技術の向上が図られました。

初動期の体制整備が図られたことから、平成 28 年度からは協議会に代わり、(一社)福井県建築士事務所協会がその役割を担うこととなり、令和元年度までに 3,641 戸の耐震診断を実施してきました。

今後も、(一社)福井県建築士事務所協会や市町と連携し、木造住宅の耐震診断の促進を図っていきます。

③木造住宅の耐震改修を推進するための体制整備

・耐震診断と補強プランの一体的支援

耐震性能が不十分と診断された住宅の耐震性を向上させるために、「どこをどの程度改修すればよいか」やそのための費用の概算を知るために、平成 20 年度から補強プラン作成に補助を行っています。平成 28 年度からは耐震診断と補強プランをセットとし、耐震改修に向けた具体的な検討をしていただけるよう、一体的に支援していきます。

・耐震改修基準を見直し(構造評点 1.0→0.7)

旧耐震基準により建築された建築物を耐震診断し、耐震性が劣ると判定された建築物は、地震の振動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が低いレベル(構造評点 1.0 以上)を基準に耐震改修することを原則とします。しかし、住宅の構造や生活形態などの理由により構造評点 1.0 以上が満たせない場合でも、構造評点 0.7 以上確保する耐震改修であれば、人的被害の軽減や震災後の道路閉塞の軽減による円滑な救助消火活動が可能となり一定レベルの減災に寄与すると考えられることから、平成 23 年度から耐震改修の補助対象としています。

・部分耐震改修への支援(局所的な耐震補強)

重要な部屋を優先的に耐震改修する「部分耐震改修(局所的な耐震補強)」について、平成 24 年度に耐震改修の専門家による検討を行い、補強後の構造指標などの補助の要件をとりまとめました。それを踏まえ、平成 25 年度から「部分耐震改修(局所的な耐震補強)」への補助を行っています。

- ・耐震改修事業者登録制度による事業者の紹介
耐震改修を検討しているが、誰に工事を依頼すればよいか分からないという方のために、安心して耐震化に取り組めるよう、耐震改修を行う事業者を県で登録し、県のホームページで事業者の情報を紹介しています。
- ・さまざまな耐震改修工法の検討・普及
公的機関や民間企業により、さまざまな耐震改修工法が開発・提供されています。改修範囲を限定することで工事費の軽減・工期の短縮が可能なものや、屋外からの工事で耐震性能を向上させることが可能なものもあります。これらは総称して「低コスト工法」と呼ばれています。
今後、講習会等の開催を行い低コスト工法等の新たな耐震改修工法の検討・普及を行っていきます。
- ・耐震化緊急促進アクションプログラム策定の促進
市町に対して、耐震化緊急促進アクションプログラムの策定を促し、耐震化を促す取組みを協力して行っています。
※耐震化緊急促進アクションプログラム〔P50 資料編(9)参照〕
- ・住宅の耐震改修を促進するための支援の強化
福井県は全域が多雪区域に指定されており、積雪荷重の影響により耐震改修工事費が高くなる傾向があります。このため耐震改修補助額を拡充して支援を行っていきます。

④伝統的民家の耐震診断・耐震改修方法の普及啓発

福井県には、地域における風土、文化等を反映した福井県特有の形態および意匠を有している伝統的民家が県内全域に存在しています。

伝統的民家の伝統構法は、ある程度変形することで地震に耐える特有の構造様式であるため、現行の木造住宅の耐震診断や耐震改修になじみにくい面があります。

このため、建築関係団体と連携し、伝統的民家に適した耐震化の手法を検討します。さらに、確立された手法を普及啓発することにより、伝統的民家が形成されている地域の特色を県民共通の資産として後の世代に継承していきます。

(5) 地震時の総合的な安全対策

①建築物に係る二次的被害発生防止への対応

平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震や平成 28 年 4 月の熊本地震など、全国各地で大規模地震が頻発し、それに伴い、建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落等による死傷等の二次的被害が発生しており、地震時における建築物の安全性の確保が重要な課題となっています。建築基準法でそれぞれの安全性の規定が定められた年次が異なるため、たとえ新耐震基準で建築された建築物で建物の倒壊等の被害がないとしても、たとえば大規模空間の天井が崩落し、死傷者が発生する可能性があります。

このため、県では、建築物の窓ガラスや外装タイル等の落下、大規模な空間を有する建築物の天井崩落等による人的被害発生のおそれのあるものを調査し、その所有者等に必要な措置を講ずるよう指導しており、今後も引き続き指導していきます。

さらに、建築物の構造や建築設備について定期的な報告義務がある病院、集会場、ホテル・旅館等の多数の者が利用する建築物については、報告時に同様な二次的被害の防止対策の推進を普及啓発していきます。

その他、建築物内に設置されている家具等の地震時における転倒・移動による被害を防止するため、その適正な対策・転倒防止方法等を普及啓発していきます。

②建築設備の安全対策の推進

所有者に電気給湯器等の建築設備の転倒防止措置を講ずることやエスカレーター・エレベーターの閉じ込め防止対策等について普及啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進します。

③ブロック塀等の安全対策の推進

平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震において、ブロック塀の倒壊による人的被害が発生しており、通学路・避難路沿いにある危険なブロック塀等の撤去・改修を促進する市町を支援していきます。

④地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

地震により被災した建築物は、その後の余震等により倒壊したり、瓦や外壁など建築物の部材等が落下する危険性があり、人命に係わる二次的被害が発生することがあります。

このため、被災建築物の傾きや瓦等の部材の状況から建築物の危険度を判定し、建築物の使用者等への注意喚起を目的に、「危険（赤）」「要注意（黄色）」「調査済（緑）」の判定内容を示すステッカーを貼付する被災建築物の応急危険度判定を実施することが、地震発生直後の応急対策として大変重要です。

県では、平成 7 年度から、建築士を対象に講習会を開催し、応急危険度判定を行う技術者を養成、福井県震災建築物応急危険度判定士として登録しています。

また、地震発生時に応急危険度判定を円滑に実施するため、県と市町で構成する福井県被災建築物応急危険度判定協議会を平成 11 年度に設立し、判定士や市町の防災担当者を対象とした模擬訓練を実施したり、判定に必要な備品を揃えるなど、体制整備を図っています。

大規模地震が発生した場合、県と市町は連携し、県内の判定士に応急危険度判定の実施を要請し、県内の応急危険度判定士だけでは対応できない場合には、県は、隣接府県等との応援協定に基づき、隣県に応急危険度判定士の派遣を要請します。

⑤地震に伴う宅地被害の軽減対策

東日本大震災では、地盤の液状化や造成地の盛土部分における地滑りなど、宅地の被害が広範囲に発生し、損傷は軽微でも使用できなくなった建築物が多くありました。

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業および土砂災害危険住宅対策改修事業の活用を促進し、敷地の安全対策を推進します。

第2章 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための施策のまとめ

●耐震診断および耐震改修に係る基本的な取組方針

- 建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠
- 県は、県内の耐震化の現状を踏まえ、所有者等が耐震診断および耐震改修を行いやすい環境を市町と連携し整備

●耐震診断および耐震改修の促進を図るための主な支援策

区分	支援制度の名称	支援制度の概要	制度主体
住宅	木造住宅耐震化促進事業	木造住宅の耐震診断、補強プラン、耐震改修の支援	県
	県産材を活用したふくいの住まい支援事業	木造住宅の建替の支援	県
	伝統的民家普及促進事業	伝統的民家の改修・建替の支援	県
	福井の歴史的建造物保存促進事業	歴史的建造物部の改修工事	県
特定建築物	住宅・建築物安全ストック形成事業	特定建築物等の耐震診断・改修の支援	国
	公立学校施設整備費地震補強事業	公立小中学校の耐震診断・改修の支援	国
	私立高等学校教育施設整備事業	私立高等学校の耐震改修の支援	国
	私立学校耐震化促進事業	私立小中高の耐震診断・補強プラン等の支援	国
	私立幼稚園施設整備費補助金	幼稚園の耐震改修の支援	国
	社会福祉施設整備事業	社会福祉施設の耐震改修等の支援	国
	保育所等施設整備費補助金	保育所の耐震改修等の支援	国
	医療提供体制施設整備交付金	災害拠点病院等の耐震改修等の支援	県

●地震時に通行を確保すべき道路の指定および沿道建築物の耐震化

- 県は耐震改修促進法第5条第3項第3号に規定する道路（国道8号、27号、158号、161号、高速道路）を指定し、道路を閉塞するおそれのある建築物の所有者に対し耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行う。

●安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

- 福井県木造住宅耐震診断士の確保
- 木造住宅の耐震診断を推進するための体制整備
- 木造住宅の耐震改修を推進するための体制整備
 - ・耐震診断と補強プランの一体的支援
 - ・構造評点0.7以上への耐震改修を補助対象
 - ・部分耐震改修（局所的な耐震補強）を補助対象
 - ・耐震改修事業者登録制度による事業者の紹介
 - ・さまざまな耐震改修工法（低コスト工法等）の検討・普及
 - ・耐震化緊急促進アクションプログラム策定の促進
 - ・住宅の耐震改修を促進するための支援の強化
- 伝統的民家の耐震診断・耐震改修方法の普及啓発

●地震時の総合的な安全対策

- 建築物に係る二次的被害発生防止への対応
 - ・窓ガラスや外装タイル等の落下、大空間建築物の天井崩落等
 - ・エレベーターの地震時の閉じ込め、建築設備の耐震対策
 - ・家具等の転倒被害防止方法等の普及啓発
- ブロック塀等の安全対策の推進
- 地震発生時の二次的被害発生防止に関する支援体制の整備

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する 啓発および知識の普及

(1) ハザードマップの作成・公表

建築物の所有者等に地震時に想定される被害に関する情報を提供し、耐震改修の意識啓発を図るため、県は、市町が作成した地震防災マップの一覧をホームページで公表しています。

また、地域の実情等を考慮したより詳細な情報等を示す地震防災マップを作成する場合は、市町の耐震改修促進計画に規定するものとします。

(2) 相談体制の整備・情報の充実

耐震診断および耐震改修に関する相談や情報提供について、以下の窓口で対応しています。また、新聞や広報誌を活用し、耐震改修に関する普及啓発を行っています。

表3-1 相談窓口一覧

区分	相談窓口	対応内容
県	土木部建築住宅課 各土木事務所（建築担当課）	技術的な相談・耐震改修等に係る情報の提供等
建築関係団体	(一社)福井県建築士会 (一社)福井県建築組合連合会 (一社)福井県建築工業会 (一社)福井県建築士事務所協会 (一財)福井県建築住宅センター	(情報の例) ・県の支援制度 ・耐震改修を行う施工者の情報 ・耐震改修の工法の紹介 など
市町	建築担当課	木造住宅耐震化促進事業の制度説明および申込み

(3) パンフレット等の作成とその活用

県では、住宅の耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、以下のような各種パンフレット等を作成・配布しており、今後も県民に対する情報提供を実施します。

また、建築物防災週間における防災相談窓口の開設、住宅月間における各種イベントおよび雑誌掲載の機会を活用した情報提供を行っており、引き続き県民の意識啓発に努めます。

表3-2 パンフレット等の一覧

名称	内容	備考
あなたが守る家族の安全	耐震改修の普及啓発	H17 に県内全戸に配布済
わが家の耐震診断と補強方法	耐震改修の普及啓発	H7 に土木事務所、市町および建築関係団体に配備済
住まいの履歴書	住宅の維持保全の普及啓発	H18 に県内全戸に配布済
あなたが住まいの主人公	木造住宅耐震診断促進事業※の普及啓発（※H17～19年度事業）	H15～18 に土木事務所、市町および建築関係団体に配備済
木造住宅耐震補強事例集	耐震改修の普及啓発	H19 に土木事務所、市町および建築関係団体に配備済

(4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

リフォーム工事を行う際に、設計者、施工者が住宅所有者に対して耐震改修工事を併せて行うよう積極的に働きかけるという協定を福井県と建築関係団体が締結し、耐震改修の誘導を図っています。

県の各土木事務所、(一社)福井県建築士会、(一社)福井県建築組合連合会、(一社)福井県建築工業会、(一社)福井県建築士事務所協会および(一財)福井県建築住宅センターにおいて、リフォームに関する相談時等を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の重要性を説明し、意識啓発を図ります。

(5) 市町の住民啓発活動の支援

建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発の方法として、地域の町内会等を通じた防災活動は重要です。そのため、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」においても、耐震改修に取り組む基本姿勢として「地域防災対策は、住宅・建築物の所有者等が自らの問題・地域の問題として意識を持って取り組むことが不可欠である。」と示されています。

また、「福井県震災対策計画(福井県地域防災計画・震災対策編)」においても、「自らの身の安全は自らが守る」および「市町は地域の実情に沿いながら地震に強いまちづくりの推進や防災体制の整備充実を図る。」という防災の基本理念を示しています。

このことを踏まえ、市町は、町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど地域住民の意識啓発に努め、県はその市町の啓発活動を支援します。

(6) 耐震出張説明の実施

市町で開催されるイベント、講習会等に県から講師として出向き、耐震化に係る情報提供を行います。

また、旧耐震基準で建築された住宅には、高齢者世帯が多く居住していることから、高齢者の集會等での出張説明を重点的に行うなど、さらなる意識啓発を行っていきます。

(7) 耐震改修に対する税の特例措置の周知

令和3年12月31日までに一定の耐震改修工事を行った場合、所得税の控除が受けられます。また、令和3年度末までに一定の耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額が受けられます。なお、住宅耐震改修特別控除と住宅借入金等特別控除について、いずれの適用条件も満たしている場合には、重ねて適用できます。県では、これらの制度の県民への周知を図るとともに、市町や関係団体へ制度の活用について働きかけていきます。

(8) 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進

宅地建物取引業法では、宅地建物取引業者に義務付けている重要事項説明において、耐震診断の結果に関する事項が含まれています。この内容について、関係団体等と連携して県民に周知の徹底を図り、建物所有者等の自発的な耐震診断の実施を促進していきます。

(9) 事業所の耐震診断・耐震改修の促進

事業継続ガイドラインに基づく事業継続計画の作成など、耐震改修に代表される災害にあっても事業を継続するために必要な事項を災害前に予め整えておくことの必要性を周知し、事業所の耐震診断・耐震改修を促進していきます。

(10) 地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に一定額の保障が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。県および市町は地震保険の普及啓発に努めます。

(11) 木造住宅耐震改修現場見学会の実施

住宅の耐震改修を検討している方々に、耐震改修工事の様子をご覧いただくことで、耐震改修への理解を深めていただき、住宅耐震化の促進に結びつけることを目的として、木造住宅耐震改修の現場見学会を実施します。

(12) 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

過去に木造住宅の耐震診断を実施したが、必要な耐震改修を行っていない所有者等に、補助事業のチラシや現場見学会の案内を送付するなど、フォローアップを実施します。

また、耐震診断士が所有者等に耐震診断と補強プランの結果を説明する際に、所有者等が耐震改修を具体的に検討できるよう、耐震改修の事例集を併せて紹介します。

第3章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する

啓発および知識の普及のまとめ

● ハザードマップの作成・公表

○市町は、想定される大規模地震が発生した場合の揺れやすさ（震度分布）に関する地震防災マップを作成

○県は市町が作成した地震防災マップ一覧をホームページで公表

● 相談体制の整備・情報の充実

○県の各土木事務所、建築関係団体および市町の窓口で、耐震診断および耐震改修に関する相談に対応

● パンフレット等の作成とその活用

○県では、住宅の耐震改修等に関する意識啓発を図ることを目的に、各種パンフレット等を作成・配布し、県民に対する情報提供を実施

県のパンフレット等一覧

名 称	内 容
「あなたが守る家族の安全」（県内全戸配布）	耐震改修の普及啓発
「わが家の耐震診断と補強方法」	耐震改修の普及啓発
「住まいの履歴書」（県内全戸配布）	住宅の維持保全の普及啓発
「あなたが住まいの主人公」	木造住宅耐震診断促進事業※の普及啓発（※H17～19年度事業）
「木造住宅耐震補強事例集」	耐震改修の普及啓発

● リフォームにあわせた耐震改修の誘導

○県の各土木事務所および建築関係団体でのリフォーム相談時を活用し、リフォームにあわせた耐震改修の重要性を啓発

○リフォーム時に耐震改修工事を働きかけるよう建築関係団体と協定を締結

● 市町の住民啓発活動の支援

○市町は、町内会等の組織と連携した防災活動を実施するなど住民に対する意識啓発に努め、県はその市町の啓発活動を支援

● 耐震出張説明の実施

○市町で開催されるイベント、講習会等に県から講師として出向き、耐震化に係る情報提供を実施

● 耐震改修に対する税の特例措置の周知

● 売買される建物の耐震診断・耐震改修の促進

● 事業所の耐震診断・耐震改修の促進

● 地震保険の活用

● 木造住宅耐震改修現場見学会の実施

● 耐震診断を実施した所有者等へのフォローアップ

第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項

(1) 所管行政庁の連携した指導等の実施

建築指導行政を所管する県と福井市は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法および建築基準法に基づく指導等を実施します。

また、県と福井市は連携し、情報の共有や研鑽に努めるとともに、円滑な指導等に努めます。

優先的に指導等を実施すべき特定建築物に対しては、職員が個別に訪問指導を行うなど耐震改修促進法に基づき強力に指導助言を行います。

表4-1 指導等の概要と根拠法令

段階	区分	概要	根拠法令
1	指導言	所有者に対し、耐震診断および耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言を行います。	耐震改修促進法
2	指示	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示します。	
3	公表	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表します。	
4	勧告	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告します。	建築基準法
5	命令	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令します。 ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令します。	

(2) 優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定

地震時の人的・経済的被害の軽減を目的に、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物のうち、建築物が被災時の果たす役割や県民に及ぼす影響等を考慮し、優先的に指導すべき特定建築物を選定し、所有者等に対する指導等を迅速に実施します。

表4-2 優先的に指導等を実施すべき建築物

優先順位	特定建築物の概要
1	県および市町の庁舎、警察署、消防署、小・中学校および病院等の災害時の拠点となる特定建築物
2	百貨店、飲食店、ホテル、映画館および博物館等の不特定多数の者が利用する特定建築物
3	県または市町の促進計画に記載された道路の沿道で地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定建築物

(3) 改正耐震改修促進法における耐震診断義務化および公表等について

平成 25 年 5 月、耐震改修促進法が改正（同 11 月に施行）され、建築物の耐震改修を促進する取組が強化されました。改正により、新耐震基準に適合していない全ての建築物について、耐震化に向けた努力義務が課せられました。

建築物の耐震化の促進のためには、所有者等が、地震に対する備えを自らの問題としてとらえ、取り組んでいくことが重要です。

・要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断の義務化と結果報告および公表

改正耐震改修促進法では、一定規模以上の不特定多数の者が利用する建築物や避難弱者が利用する建築物について、地震で倒壊した場合、利用者を含め周辺へも大きな被害を及ぼすおそれがあることから、所有者等は耐震診断を行うことが義務付けられました。

また、耐震診断の結果について平成 27 年 12 月 31 日までに特定行政庁（県および福井市）へ報告することが義務付けられました。（法附則第 3 条）

県では、県が所管する区域（福井市を除く県内）の報告をとりまとめ、要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果について公表しています。

耐震診断の結果、耐震化が必要な要緊急安全確認大規模建築物について、県は市町と連携して耐震改修への支援を整備し、所有者等に対し定期的に働きかけるなど耐震化の促進に取り組んでいます。

第4章 耐震改修促進法および建築基準法による指導等に関する事項のまとめ

●所管行政庁の連携した指導等の実施

- 建築指導行政を所管する県と福井市は、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分であるすべての特定建築物の所有者等に対し、耐震改修促進法および建築基準法に基づく指導等を実施
- 県と福井市の連携した指導等の実施
- 優先的に指導等を実施すべき特定建築物に対して個別訪問指導や耐震改修促進法に基づく指導助言を実施

指導等の概要と根拠法令

段階	区分	概要	根拠法令
1	指導 助言	所有者に対し、耐震診断および耐震改修の必要性を説明し、速やかな耐震診断の実施を促し、耐震化を図るよう指導・助言	耐震改修 促進法
2	指示	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに必要な耐震診断や耐震改修が行われない場合、速やかに耐震診断を実施し、耐震化を図るよう指示	
3	公表	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わなかった場合、建築物所有者の名称を公表	
4	勧告	相当の猶予期限を超えても、正当な理由なしに指示に従わず、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれが認められる場合、相当の猶予期間を付け、耐震化を図るために必要な措置を講ずるよう勧告	建 築 基準法
5	命令	相当の猶予期間を超えても、正当な理由なしに勧告に係る措置を講じなかった場合、相当の猶予期間を付け、勧告に係る措置を講ずるよう命令 ただし、明らかに著しく保安上危険であると認められる場合、指示・勧告を行うことなしに、速やかに命令	

●優先的に指導等を実施すべき特定建築物の選定

- 地震時の人的・経済的被害の軽減を目的に、旧耐震基準により建築された耐震性が不十分である特定建築物のうち、優先的に指導すべき特定建築物を選定

優先的に指導等を実施すべき特定建築物

優先順位	特定建築物の概要
1	県および市町の庁舎、警察署、消防署、小・中学校および病院等の災害時の拠点となる特定建築物
2	百貨店、飲食店、ホテル、映画館および博物館等の不特定多数の者が利用する特定建築物
3	県または市町の促進計画に記載された道路の沿道で地震時に倒壊することにより道路を閉塞するおそれがある特定建築物

●改正耐震改修促進法における耐震診断義務化および公表等について

- 要緊急安全確認大規模建築物について耐震診断の実施と結果の報告を義務化
所管行政庁は診断結果内容の公表

第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項

(1) 市町が定める耐震改修促進計画

各市町は、平成20年度までに耐震改修促進計画を策定しました。

今後の計画の見直しに際しては、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を踏まえ、各地域の実情を把握し、耐震化の取組や耐震化率の状況を勘案するなど、地域の状況に配慮して見直すものとします。

(2) 関係団体との連携

県および市町は、希望者が安心して耐震診断を受けてもらい、耐震改修を行えるように、今後も、関係団体と連携し、木造住宅の耐震化の促進を図ります。

(3) 計画の検証

県および市町は、福井県建築物耐震改修促進計画連絡調整会議を適宜開催し、県有施設、市町有施設、民間施設等のフォローアップを行い耐震化率の把握に努め、着実に建築物の耐震化を進めます。

今後も耐震化の進捗状況について確認していくとともに、建築物の耐震化を進めていきます。

第5章 その他の耐震診断および耐震改修の促進に関し必要な事項のまとめ

●市町が定める耐震改修促進計画の見直し

○市町は耐震改修促進計画を見直しする際は、国の基本方針と県の耐震改修促進計画の内容を踏まえ見直す

●関係団体との連携

○県および市町は、今後も関係団体と連携し、木造住宅の耐震化を促進

●計画の検証

○県および市町は、適宜フォローアップを行い着実に建築物の耐震化を進める